第明三治十二種十五郵年便三物月認三十可日

平成２３年（フ）第８１４４号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目15番１―310号
債務者　濵野百合子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１４７号
大阪市中央区日本橋２丁目12番27号　二葉ビル401
債務者　吉岡　理香
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１４８号
大阪市平野区瓜破２丁目１番40号　グランドール誠201号
債務者　井元　正美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１５０号
大阪市浪速区日本橋４丁目２番20号　コア日本橋501
債務者　吉田圭緯子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１５１号
大阪府高槻市大字原３番地の２の２、前住所大阪府高槻市郡家新町２番22号
債務者　坂本　雄造
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１５７号
大阪市港区築港３丁目10番８号ワーカー204号、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台５番40号
債務者　児玉　雅博
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１５８号
大阪市淀川区西三国１丁目11番20号
債務者　坪田　正信
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１６６号
大阪市生野区田島５丁目22番15号　ファミリーマンションＹＯＵＫＩ　402号
債務者　新井昌孝こと　金　　昌孝
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４０号
大阪府貝塚市三ツ松2140番地55号、前住所大阪府岸和田市下松町３丁目７番43号
債務者　泉州管功こと　杉山　裕二
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８４２号
大阪府阪南市桃の木台６丁目17番地の１、前住所大阪府箕面市新稲５丁目４番９号
債務者　竹谷美智子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８７０号
大阪府泉南市信達市場1090番地の15
債務者　洞　惠美子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８７６号
大阪府泉南市鳴滝１丁目７番９号
債務者　永田　若枝
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８９０号
大阪府泉佐野市市場西１丁目８番41―105号
債務者　東　　建吾
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８９２号
大阪府和泉市箕形町４丁目５番49―103号
債務者　髙橋久美子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８９５号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地７棟203号
債務者　ラハマン・エザズルこと　ＲＡＨＭＡＮ　ＥＺＡＺＵＲ
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８９８号
大阪府和泉市桑原町40番地の６
債務者　横田園芸こと　横田　　等
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８９９号
大阪府和泉市桑原町40番地の６
債務者　横田　幸代
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係